

若年層ワークトライアル事業運営業務企画提案実施要領

1 業務名

若年層ワークトライアル事業運営業務

2 提出書類

- (1) 企画提案意思確認書（企画提案様式2）
- (2) 企画提案提出書（企画提案様式3）
- (3) 企画提案書（A4版）・・・・・・・・12部
- (4) 「企画提案の概要」（企画提案様式4）

3 業務内容

若年層ワークトライアル事業運営業務企画提案仕様書のとおり。

4 業務委託期間

契約締結日から平成30年3月30日（金）まで

5 予算額

- (1) 研修
提案事業1件（研修及び職場実習の45人）当たり、21,000千円を限度とする。（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (2) 合同企業説明会
70社規模の合同企業説明会1件当たり、6,000千円を限度とする。（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者（以下、「受託者」という。）は、企画提案（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者（団体等を含む。）の企画提案書を、「若年層ワークトライアル事業企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査のうえ（企画提案書の提出者が7者以上の場合は書面審査を実施し、上位6位までの企画提案を選定）、2者を選定する。
- (3) (2)において選定した上位2者のうち、合同企業説明会部分の点数上位1者が合同企業説明会を開催することとする。

7 応募資格

- (1) 応募者の範囲
この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）とする。

(2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- ア 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
- ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- エ 平成29・30年度札幌市競争入札参加資格者名簿登載者であるもの
- オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
- カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
- キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされているもの（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの
- ケ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの
- コ 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないもの
- サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

(3) 共同企業体（JV）の参加について

複数企業による共同企業体（JV）での応募は認めない。

8 企画提案に係るスケジュール

- (1) 企画提案募集に関する公示（市HPに掲載） 平成29年7月18日（火）
 - (2) 事業実施に関する質問の受け付け及び回答
平成29年7月18日（火）～8月4日（金）
 - (3) 企画提案意思確認書の提出締切日 平成29年8月8日（火）
 - (4) 企画提案書の提出締切日 平成29年8月21日（月）
- 企画提案書の提出者が7者以上の場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、企画提案書の提出者に平成29年8月22日（火）付で通知を行う。
- 7者未満の場合は書面審査（1次審査）は実施せず、プレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。
- (5) 【7者以上の場合】企画提案書の書面審査 平成29年8月21日（月）
 - (6) 【7者以上の場合】書面審査の結果通知 平成29年8月22日（火）
 - (7) プレゼンテーションの実施 平成29年8月28日（月）
 - (8) 選定事業者等の発表 平成29年8月29日（火）
 - (9) 契約締結予定日 平成29年9月5日（火）

9 事業に関する質問受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問については、「質問書」（企画提案様式1）にて行うこと。電子メール又はFAXで「質問書」を受け付ける。質問内容を簡潔に記載するほか、件名は、「若年層ワークトライアル事業企画提案に係る質問」とすること。

(1) 質問受付

ア 受付期間

平成29年7月18日（火）～8月4日（金）17:00【必着】

イ 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部人材育成担当課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

ウ 提出方法

(ア) 電子メール：koyou@city.sapporo.jp

(イ) FAX番号：011-218-5130

(2) 回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方が良いと判断されるものは、質問者の名を伏せて本市ホームページで公表する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

10 企画提案への参加意思確認書

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、企画提案意思確認書（企画提案様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

平成29年8月8日（火）10:00【必着】

(2) 提出方法

直接提出とする。

(3) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部人材育成担当課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(4) その他

提出期限までに企画提案意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

11 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「若年層ワークトライアル事業運営業務」企画提案仕様書のとおり。

(2) 提出期限

平成29年8月21日（月）10:00【必着】

(3) 提出方法

直接提出とする。

(4) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部人材育成担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書(企画提案様式3) 1部

イ 企画提案書 12部

(ア) A4判、片面印刷で20ページ以内(表紙及び目次を除く。)

(イ) 表紙及び目次を除き、ページの通し番号を下段に付すこと。

(ウ) 企画提案書は製本(糊付け又はホッチキス止め)せずに、提出すること。

(エ) 企画提案書12部のうち2部の表紙にのみ、提案事業者の名称、事業者の所在地、代表者の記名・押印、責任者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。残り10部については、表紙及び中身を含め事業者名は一切記載しないこと。

ウ 「企画提案の概要」(企画提案様式4) 1部

A4判、片面2ページ以内に収まる内容とし、電子データ(エクセルファイル)でも提出すること。

エ 「積算書」を提出すること。様式については、各団体等によるものとする。

なお、積算書については、上記〔11-(5)-イ-(ア)〕の20ページには含めない。

(6) 提出後の変更

提出された書類は、提出後の差し換え、変更又は取消しすることはできない。また返却には応じない。

(7) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本実施要領及び企画提案書に従って作成されていない場合

ウ 以下13に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合

カ 次に該当する場合

民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(8) その他

ア 企画提案を取下げの場合は、直ちに「取下願」(企画提案様式5)を提出すること。

また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

12 書面審査の実施

本事業に企画提案した団体等が7者以上の場合は、以下のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位6位までの企画提案を選定し、企画提案書提出団体等に通知するものとする。

なお、書面審査を実施する場合は、「13 企画提案書のプレゼンテーションの実施」及び「15 受託者特定等の通知及び契約」の日時を変更することがある。

(1) 書面審査実施日

平成29年8月22日（火）

(2) 実施方法

委員会（内部委員のみ）による審査とする。

(3) 書面審査項目

応募要件を満たしていない提案は無効とするほか、以下の項目で審査を行う。

ア 企画提案仕様書との適合性

イ 事業の主旨、目的の適合性及び特色、工夫

ウ 事業ニーズの高さ

エ 事業の実現性、効果

(4) 書面審査結果の通知

企画提案書提出者全てに、平成29年8月23日（水）に審査結果を通知する。

13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等について、書面審査を通過した事業者又は応募者が7者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーションを実施する。

(1) プレゼンテーション実施日（予定）

平成29年8月28日（月）（開始時間については別途連絡する。）

(2) 実施場所（予定）

札幌市役所本庁舎13階 南西会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 企画提案の説明者及び質疑の回答者については、事業に直接関わり、研修生個人についても把握する予定の方。また、担当の市職員と日常的な連絡、報告等を行う予定の方とする。

ウ 持ち時間は25分間（説明15分間、質疑10分間）とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

エ プレゼンテーションに出席しない団体等の提案は、無効とする。

オ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加、プロジェクタ及びパソコンの使用は認めないものとする。

カ プレゼンテーションにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

14 選定審査の実施及び審査基準

(1) 選定審査の実施

委員会は、プレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める「若年層ワークトライアル事業企画提案審査要領」に基づいて審査を行う。

(2) 審査基準

企画提案内容について、次のとおり審査を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。(合計 100 点)

なお、審査に当たっては、最低基準点 (60 点) を定める。

ア 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。目標の設定水準は適切か。研修内容は適切か。過度な数値を設定していないか。スケジュールは適切かなどについて、総合的に採点する。

イ 事業実施の実現性

実現可能な研修及び合同企業説明会の内容か。対象者に広く周知できるか。研修生及び合同企業説明会の参加者に対する募集方法は適切か。選考方法は適切か。研修環境 (ハード、ソフト面) が整っているか。事業経費と人件費のバランスは適切なものとなっているか。運営体制が整っているかなど。以上について、総合的に採点する。

ウ 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。モチベーションを維持できるか。正社員就職、職場定着に繋がる内容かなど。以上について、総合的に採点する。

15 受託者特定等の通知及び契約

委員会において、選定審査の結果、基準点以上の得点を得た団体等の中から上位 2 者を受託予定者として選定する。また、企画提案提出事業者が 2 者以下の場合であっても、最低基準を満たしている場合は、受託予定者とする。なお、全事業者が最低基準点に達しなかった場合は、選定を行わない。

プロポーザル上位 2 者のうち、合同企業説明会部分の点数上位 1 位であった団体等は、研修と合同企業説明会を実施する受託予定者とする。残りの 1 団体等は研修を実施する受託予定者とする。

選定した団体等については決定通知を、落選した団体等には落選通知を送付する。

(1) 通知日 (予定)

平成 29 年 8 月 29 日 (水)

(2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日 (土日・祝日を除く。) 以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、直接提出するものとし、送付や電送によるものは受付しないこととする。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して 5 日 (札幌市の休

日を定める条例で規定する休日を除く。)以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 提出先

札幌市経済観光局雇用推進部人材育成担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側)

(イ) 受付時間

8時45分から17時15分まで(土日・祝日を除く。)

(3) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された受託予定者(2者)へ当該業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した受託予定者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定した後に契約を締結する。

ウ 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた団体等を選定する。ただし、次点の評価を受けた団体等が、基準点に満たない場合は選定しない。

16 注意事項

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。

(3) 企画提案に参加する団体等が不穏な行動をするとき又は公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めることがある。

(4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(5) 本事業に係る契約書については、「契約書(案)」に基づいた内容とする。

(6) 審査の結果、優秀企画上位2案の提出者を受託予定者として選定する。

また、優秀企画上位2者のうち、合同企業説明会部分の点数上位1者が合同企業説明会を開催することとする。実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本とし、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。

印紙
貼付

契 約 書

役務の名称 若年層ワークトライアル事業運営業務●コース

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、●●●●●●●●
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金●●●●●●●●円
（うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●●●円）
- 2 履行期間 契約日から
平成 30 年 3 月 30 日まで
- 3 契約保証金 「免除」
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各自 1 通を
保有する。

平成 29 年 月 日

委託者 札幌市
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(手数料又は報酬の徴収等)

第6条 受託者は、役務を実施するに当たっては、対象者から手数料又は報酬を徴収してはならない。

2 受託者は、役務を実施するに当たっては、対象者に対し、役務の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

(監督等)

第7条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(契約内容の変更等)

第10条 委託者は必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、業務の内容を変更し、業務の全部又は一部の履行を中止することができる。この場合において、委託者

は必要があると認められるときは、第2項及び第3項に定めるところにより契約金額若しくは履行期限を変更する。

2 前項の場合における契約金額又は履行期限の変更は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 委託者は、契約金額を変更するときは、新契約金額として受託者に通知する。

(2) 履行期限の変更は、委託者と受託者が協議して定める。

3 受託者は、第1項の通知を受けたときは、委託者の指定する期限内に変更承諾書を提出しなければならない。

(契約金額の変更)

第11条 仕様書の定めるところにより、契約金額を減額変更する場合がある。

(検査等)

第12条 受託者は、別表に定める各月の期間ごとの役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）に受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第13条 受託者は、役務の成果について前条第2項の検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別表に定める各月の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第14条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第9条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）にお

いて定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第15条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
 - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（契約の解除等）

第16条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約(トにおいて「関連契約」という。)の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(契約保証金の返還)

第17条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第19条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議のうえ定めるものとする。

別表

期 間	支 払 金 額
第●期 (●月●日～●月●日)	円
第●期 (●月●日～●月●日)	円
合 計	円